二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県日田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年九月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡赤村大字赤字森ノ上六五一、六七八〇

(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市千手字ナカノ三三四六の四、三三四六の六、三三七〇

(三)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡赤村大字赤字峯浦三七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに嘉麻市役所及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百七十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年七月五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年九月六日

国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16954	メルセデス・ベンツ　ＲＢＡ―　221057	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号
16955	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ―　221073	〃	〃
16956	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ―　221173	〃	〃
16957	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ―　221194	〃	〃

○国土交通省告示第八百七十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十三年九月六日

国土交通大臣　前田　武志

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

岩手県　奥州市

埼玉県　越谷市

東京都　世田谷区

神奈川県　厚木市、大和市、伊勢原市

長野県　辰野町

岐阜県　岐阜市、羽島市

静岡県　島田市、伊豆の国市

三重県　津市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市

滋賀県　大津市

大阪府　大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、富田林市、河内長野市、高石市、藤井寺市

兵庫県　宝塚市

岡山県　倉敷市

鹿児島県　奄美市

四、調査期間　平成二十三年及び平成二十四年（ただし、東京都世田谷区、神奈川県厚木市、伊勢原市、岐阜県岐阜市、三重県津市、鈴鹿市、滋賀県大津市、大阪府堺市、豊中市、富田林市、高石市、藤井寺市、宝塚市については、平成二十二年～平成二十四年）